

第3章 安全な都市づくりの実現

この章のポイント

大規模な地震では、建物の出火、倒壊等による多数の死傷者、道路・架橋の寸断による消火・救急活動などへの支障、排水施設等の被災による二次災害など、都市全体に大きな被害が発生するおそれがある。

ここでは、建築物の不燃化や耐震化など安全な市街地整備への取組を推進のもと、地震に強い都市づくりを実現するための対策を示す。

1 想定される事態と認識

- 区の南部地域では関東大震災や戦災後の基盤整備等のもと、整然とした街並みが形成されているが、北部地域では木造家屋の密集市街地も多いなど、都が公表した「地震に関する地域危険度」でも危険性の高いランクの町丁目が存在している。
- 木造住宅密集地域を中心に、建物倒壊や焼失による被害が想定される中、火災発生の防止はもとより、建築物の不燃化や耐震化に一層取り組むほか、液状化への適切な対策、室内での家具類の転倒・落下・移動防止等への対策や消防水利の整備など、都市全体の防災性を高めていく必要がある。
- 新たな被害想定によれば、約10年前（平成24年）の被害想定と比べ、死者数は都で9,641人から6,148人へ、区で665人から321人へ、また建物被害の全壊数は都で304,300棟から194,431棟へ、区で17,657棟から9,070棟へと、これまでの減災対策の成果としてそれぞれ減少しているが、今後とも対策の手を緩めずに進めていく必要がある。

2 現在の到達状況

（1）木造住宅密集地域の不燃化の促進

- 木密地域不燃化プロジェクト推進事業による「京島周辺地区」及び「鐘ヶ淵周辺地区」を中心とした建替え工事費等の一部助成を行っている。
- 区北部地域の木造住宅密集市街地における主要生活道路の拡幅とその沿道の不燃化を促進している。
- 区全域の不燃化率約71.4%（区南部約85.6%、区北部約60.6%）（令和5年度末）となっている。

（2）建築物の耐震化

- 区公共建築物の耐震化率100%（令和元年度末）、住宅の耐震化率は約95.0%（令和2年度末）となっている。

（3）液状化対策

- 東京の液状化予測図等による情報提供や、建築確認審査等の機会を捉え、意識啓発を図っている。

（4）出火、延焼等の防止

- 全170町会・自治会へ消火用スタンドパイプを配備している。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

3 対策の方向性

（１）木造住宅密集地域の不燃化促進

- 木密地域不燃化プロジェクトを推進し、不燃化特区内の延焼による焼失ゼロを目指すとともに、密集事業等により市街地の不燃化を促進し、整備地域において「燃えないまち」を実現する。また、主要な都市計画道路の整備により、延焼遮断帯の形成を促進し、「燃え広がらないまち」を実現する。

（２）建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 墨田区都市計画マスタープランの推進や安全な市街地の整備と再開発により、地震に強い都市づくりを実現する。
- 地震被害の軽減と防止を図るため、建築物の不燃化・耐震化の促進及び施設構造物等の安全化を図る。
- 内部河川の整備は、東日本大震災等を受け策定された「東部低地帯の河川施設整備計画」を踏まえた「荒川水系江東内部河川整備計画（平成 28 年策定）」に基づき、河川施設の耐震化にも取り組む。
- 堤防や護岸等の河川管理施設及び道路が、地震や津波等により破壊や崩壊等の被害を受けた場合には、公共の安全確保上緊急を要するものは速やかに復旧を行うなど、施設の応急復旧に努める。

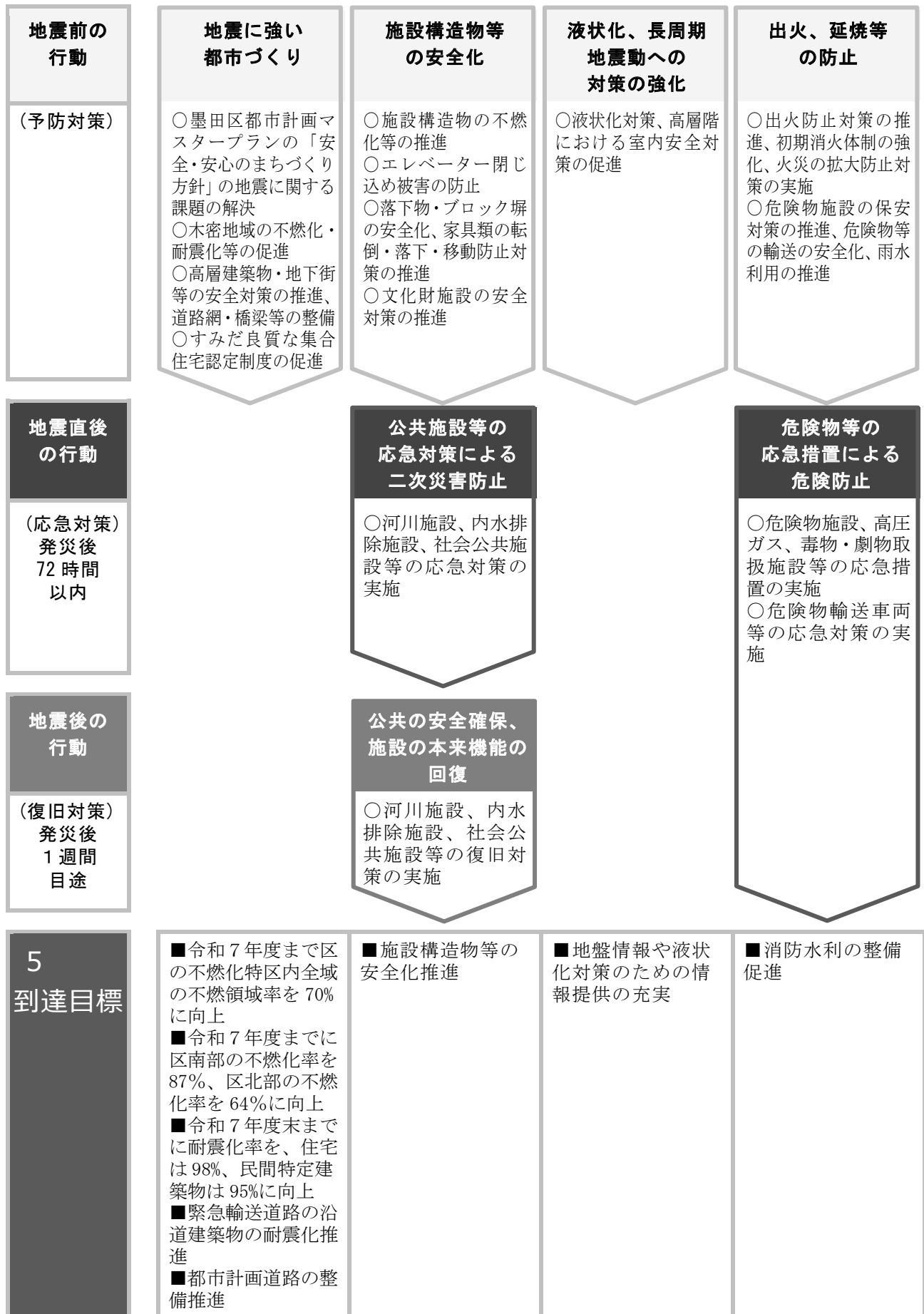
（３）建築物の液状化対策の啓発強化

- 「東京の液状化予測図」（令和 3 年度改訂版）や、東京都建築物液状化対策検討委員会の報告を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策に関する情報などを区民に提供し、啓発を図る。

（４）出火、延焼等の防止

- 消防機関及び危険物施設の管理者等は、火災及び危険物、毒劇物等の漏えいなどの拡大防止による出火・延焼等の防止を図る。

4 具体的な取組



第1章
区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

● 予防対策

第1節 地震に強い都市づくり

第1項 地震に強い都市づくりの推進

〔区〕

1 墨田区都市計画マスタープラン

平成31年3月に策定した「墨田区都市計画マスタープラン」に基づき、2040年までに「安全・安心のまちづくりの方針」が示す課題を防災面から解決するため、以下の施策を推進する。

（1）災害に強い安全なまちづくりの推進

- ア 建物の不燃化・耐震化の促進
- イ 密集市街地の安全性の向上
- ウ 都市施設等の整備・維持管理による防災上のネットワークの形成

（2）災害時における安全な避難施設等の確保

- ア 安全な避難地の確保
- イ 安全な避難経路等の確保
- ウ 災害時における物資・情報の提供

（3）復興まちづくりの事前準備の推進

- ア 都市復興基本方針及び基本計画の指針
- イ 地域防災力・復興体制の強化
- ウ 復興まちづくりに向けたデータベースの構築

第2項 安全な市街地の整備と再開発

〔区〕

1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり

平成28年度に策定した鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画に基づき、防災まちづくりの推進を図る。

- (1) 道路と一体的に進める沿道まちづくり、不燃化促進事業、防火・耐震化改修事業を進める。
- (2) 権利者の合意形成を踏まえて、市街地再開発事業や防災街区整備事業等のコア事業に取り組む。
- (3) 建物の不燃化促進や避難路として有効な主要生活道路整備を進め、加えて沿道共同化支援、建替え支援を行う。
- (4) 避難路として有効な主要生活道路（優先整備路線）等のネットワーク化を目指し道路の整備を図る。
- (5) 鐘ヶ淵地区まちづくり懇談会等と協議を進めながら、防災まちづくりや鐘ヶ淵通りと東武鉄道伊勢崎線の鉄道立体化の推進を図る。

2 北部中央地区の整備

北部中央地区（東向島一・二・六丁目、京島一丁目、八広全域）において、主要生活道路や区画道路を整備しつつ、老朽建物から不燃化建物への建替えと、小規模併用店舗や工場の共同建替え、工場の敷地の有効利用による良好な賃貸住宅の供給を促進し、住商工の調和した地区環境を整備する。

- (1) 老朽住宅が密集した街区においては、共同建替えや不燃化を促進し、住環境の整備を進める。
- (2) 地区内主要生活道路等のネットワーク化を目指し、道路の拡幅や細街路、行き止まり道路等の整備を図る。
- (3) 広場や集会所等のコミュニティ施設の充実を図る。

3 京島地区まちづくり事業

京島地区（京島二・三丁目）では、住民と行政との協議によって合意された「まちづくり計画の大枠」に沿って、国の住宅市街地総合整備事業を中心手法としてまちづくりを進める。

- (1) 主要生活道路を6mから8mに拡幅・整備し、防災機能の向上等を図る。
- (2) 道路用地等を提供した従前居住者で住宅に困窮する者のために良質なコミュニティ住宅を用意するとともに、老朽住宅の建替え促進を図る。
- (3) 高齢社会の到来や社会状況の変化に合わせて、適切なコミュニティ施設の整備を検討する。また、住環境の改善や防災性の向上に資する小規模な広場、ポケットパークを適切に配置・整備する。
- (4) 住民の自主的なまちづくりを推進するため、「京島地区まちづくり協議会」の運営や活動の支援も行う。

4 木密地域不燃化プロジェクト推進事業

木造住宅密集地域の改善を図るため、平成 25 年度より都の不燃化特区制度を活用し、安全・安心まちづくりに向けた集中的な取組を行ってきた。不燃領域率 70%を達成していない京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺地区について、令和 7 年度まで不燃化特区指定を延伸し、建築物の建替え促進、密集事業、街路事業、防災街区整備事業等の事業を推進していく。

- (1) 建築、法律、税務等の専門家が積極的なアドバイスを行う「まちづくりコンシェルジュ」の活用
- (2) 地域に密着したまちづくり相談処「まちづくりの駅」における建替え相談
- (3) 不燃建築物等への建替え促進
- (4) 安全な避難のための仕組みづくり「アクアサポート」による消防水利の確保や、避難時のふく射熱対策の整備及び整備した施設を活用した防災訓練等による防災意識の向上

※ IX-03：不燃化推進特定整備地区（別冊 P363 参照）

5 押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区の整備

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業による南北市街地の一体化や、鉄道 4 線が集中する交通結節点としての機能強化を図りながら、土地の高度利用を促進して商業・業務・文化機能及び良質で定住性の高い都市型住宅の導入と防災性の向上を図る。

6 曳舟駅周辺地区の整備

駅周辺における市街地再開発事業等の面整備により、広域拠点にふさわしい商業・業務等のにぎわい機能の集積を図るとともに道路等の都市基盤の整備を推進する。また、災害に強い安全で快適な居住環境を整備し、魅力ある複合市街地を形成する。

7 防火規制

東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）による防火規制（新防火規制）等の地区として平成 15 年度に指定した 350ha の北部地区について、規制・誘導により防災性の高い建築物への建替え等を誘導する。特に木造住宅密集地域においては、修復型事業の住宅市街地総合整備事業に加えて、基盤整備型事業を適切に組み合わせ重点化して展開することにより、早期に防災性の向上を図る。

8 不燃化促進計画

令和 5 年度末における区の不燃化率は、約 71.4 %と目標不燃化率である 70%を超えている。しかし、区域でみると、区南部は約 85.6%と目標不燃化率を超えているが、区北部は約 60.6%と依然として低い状況にある。

本区では、昭和 54 年度より全国に先駆けて、逃げないですむ燃えないまちを目指して不燃化促進事業を推進してきた。不燃化促進事業では、建物の不燃化による延焼遮断帯の形成、延焼遮断帯内部の防災活動拠点周辺の不燃化、避難計画による避難地周

辺の不燃化に取り組んでいる。

また、これらの事業を更に強力に推進するために、主要生活道路沿道不燃化推進事業のほか、老朽建築物の防火性能及び耐震性を向上させる防耐化改修の促進、老朽建築物除却に係る助成金の加算等の新たな制度を開始し、現在は区北部を中心とした不燃化整備を行うことにより、不燃化率の向上を目指している。

- ※ IX-04：不燃化助成対象区域（別冊 P364 参照）
- ※ IX-05：防火・耐震化改修促進助成対象区域（別冊 P365 参照）
- ※ IX-06：防災区画図（別冊 P366 参照）
- ※ I-14：墨田区不燃建築物建築促進助成条例（別冊 P43 参照）
- ※ I-15：墨田区木造建築物防火・耐震化改修促進助成条例（別冊 P46 参照）

9 耐震改修促進計画

区では、「墨田区耐震改修促進計画」（令和4年3月中間改定）、「墨田区公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）に基づき、区内建築物の耐震化を促進している。なお、いずれの計画も平成28年度から令和7年度を計画期間としている。本計画における目標は、令和7年度末までに住宅の耐震化率を98%、民間特定建築物の耐震化率を95%、特定緊急輸送道路沿道建築物は、区間到達率95%未満の区間の解消等としている。

なお、区公共建築物については、令和元年度までにすべて耐震化を達成しており（区公共建築物の耐震化率算定には、用途廃止済みの施設を含まない）、今後は「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の老朽化対策を進めていく。

区内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、所有者等に対し各種助成制度の周知・普及啓発等を実施することで次の施策を計画的・効率的に事業展開する。

- （1）住宅の耐震化
- （2）緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化
- （3）木造建築物の防火性・耐震性の向上
- （4）民間特定建築物の耐震化
- （5）墨田区耐震化推進協議会をはじめとした関係団体との連携による建築物耐震化普及啓発の実施

10 地籍調査事業

阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度から実施することとした「地籍調査事業」（国土交通省補助事業）により、道路、河川等の官民境界を確認し、その成果を電子データで管理し、被災後の道路、河川等の復旧を早めるために活用する。

- ※ I-13：墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（別冊 P38 参照）

第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、
本所・向島消防署]

1 高層建築物及び地下街等の安全化対策

機関名	内 容
区	1 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱等による被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。 2 地下街等については、地下鉄、商業ビル等、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがあるため、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練等を推進する。 3 首都直下地震等の大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。 このため、区、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくり等、高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。 4 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」により、建築物等の安全化を推進する。 (1) 整備事項一般 ア 一定規模以上の敷地に建設する場合は 30t 以上の防火水槽を整備して消火活動の一助とする。 イ 防災備蓄倉庫を整備する。 ウ 外壁面のガラスは網入りのものを使用したり、フィルムを貼る等して飛散防止を図る。 エ 下記(2)及び(3)に満たない規模でも整備に努める。 (2) 大規模集合住宅(100戸以上) ア 複数箇所に備蓄倉庫を整備し、救出工具や3日分の飲食料の備蓄に努める。 イ 仮設便所用のマンホール等を設置する。 ウ 雨水貯留槽を設置する。 (3) 高層集合住宅(高さ31m超) ア 壁に居室の家具を固定するための措置を講ずる。 イ 造付家具の扉の開閉防止のための措置を講ずる。 ウ 住戸内又は住室内におけるガラスの飛散防止のための措置を講ずる。 エ 玄関扉による住戸内又は住室内の閉じ込め防止のための措置を講ずる。 5 「すみだ良質な集合住宅認定制度」により、災害発生後、避難所に行かずに生活ができるよう、防災に配慮した集合住宅の供給の促進を図る。 (1) 認定基準

区	ア 耐震性能を確保する。 イ 設備配管はフレキシブルジョイントを採用する。 ウ エレベーターは地震時管制運転装置付きとする。 エ 備蓄倉庫を整備する。 オ 住戸内の安全対策（家具転倒防止措置等）をする。 カ 構造・設備等に配慮する。 キ 防災に関する管理・運営上の配慮をする。 （2）支援内容（整備費補助） ア 機能整備費補助 イ 高度耐震・免震性能整備費補助 ウ 動力用自家発電整備費補助
警視庁 第七方面本部 本所・向島 警察署	高層建築物、地下街における避難誘導、救出救護活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。 1 高層建築物 （1）地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施 （2）関係機関との連携による合同防災訓練の実施 （3）高層ビル勤務員、利用者及び居住者に対する心理学的調査研究の実施 2 地下街 （1）地下街警備要図の作成 （2）地下街用無線補助設備の設置 （3）地下街関係者との合同防災訓練の実施 （4）地下街連絡協議会の定期的開催 （5）管理者対策の推進による防災標識等の明確化 （6）広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布 （7）地下街関係者及び利用者に対する心理学的調査研究の実施
東京消防庁 第七消防方面 本部 本所・向島 消防署	東京消防庁は、関係事業所に対して次の対策を指導する。 1 高層建築物等に係る防火安全対策 （1）乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策） （2）大規模建築物群等の消防アクセス確保対策 （3）鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策 （4）高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策 2 火災予防対策 （1）火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 （2）火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 （3）内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化 （4）消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進 3 避難対策（混乱防止対策） （1）避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 （2）建物の防災センター等からの迅速な緊急放送体制の整備 （3）ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動防止 （4）事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成 （5）避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 （6）警報設備、避難確保による避難対策の推進 4 防火・防災管理対策 （1）従業員に対する消防計画の周知徹底 （2）管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

東京消防庁 第七消防方面 本部 本所・向島 消防署	(3) 建物の防災センターの機能強化及び自衛消防隊員の教育の徹底 (4) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備 (5) 高層建築物、複合用途建築物、社会福祉施設等の震災対策等に関する防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 (6) 関係機関、建物の関係者による定期的訓練及び連携による合同防災訓練の実施 5 消防活動対策 消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進
--	---

第4項 道路・橋梁等の整備

[区、都建設局第五建設事務所]

1 道路の整備

墨田区都市計画マスタープランに基づき、整備を進める。特に、地区内交通処理と防災性能の双方の視点から、区部における事業中の都市計画道路の整備を促進するとともに、「第四次事業化計画」（平成28年3月）の優先整備路線に位置付けられた明治通り（環状4号線）、言問通り（補助114号線）、墨田区画街路第10、11号線、墨田歩行者専用道第1号線の早期事業着手を図る。これらの整備により、都市基盤が未整備である区北部木造住宅密集市街地の防災性の向上と広域交通網のボトルネックの解消に取り組む。

2 橋梁の整備

車両や歩行者の安全快適な通行を目的に橋梁の架替及び長寿命化等の整備を推進する。

3 連続立体交差事業等の促進

鉄道を連続的に高架化し、多くの踏切を除却することにより、交通渋滞の解消、交通安全の確保及び分断されているまちの一体化を図るために、連続立体交差事業を進める。

東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）の連続立体交差事業は、とうきょうスカイツリー駅周辺のまちづくりと併せて促進する。

鐘ヶ淵通り（補助第120号線）と東武伊勢崎線の立体交差化は、鐘ヶ淵周辺地区の防災都市づくりによる市街地整備と併せて促進するとともに、立体交差化を踏まえ、駅前広場等についても整備する。

第2節 施設構造物等の安全化

第1項 建築物等の安全化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 計画方針

建造物等（社会公共施設及びその他の建造物）を一次災害である地震動から守るには、耐震性の強化を積極的に進めなければならない。このためには建造物そのものの構造上の問題や、地盤との関係を考慮して設計、施工されなければならない。

老朽建物の補強及び建替えの指導と、これからの新築・改築の建築物についても、耐震性、耐火性の積極的な指導をし、公共施設のうち区庁舎、警察署、消防署、公立学校、公立病院等については、災害時における救助活動及び復旧活動の中核となる建物とし、その強化を図っていく。

2 一般建造物防災計画

建造物の位置、構造、設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、同関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導している。

また、建造物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防設備及び防火避難設備等の設置、維持、管理について防火防災上の見地から必要な指導を行っている。

さらに、地震に備え、個々の建築物の安全性を高めるとともに、防火地域等の拡大による建築物の不燃化を図り、災害に強いまちづくりを推進するために、以下の施策を実施する。

- （1）昭和56年6月の建築基準法改正後の建築物は、防災の向上が要求されており、今後の新築、増築についても防災関係法令の遵守及び行政指導の強化を図る。
- （2）既存建築物の耐震診断・補強に対する普及啓発等を強化する。特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、必要に応じ、区が指導を行う。
- （3）防災設備（避難施設、防水・排水施設、消防用設備等防火設備、避雷設備等）を関係法令に基づいて設置、維持、管理するように指導する。
- （4）査察計画を立て、これに基づき立入検査を実施し、また関係者に自主点検整備の励行及び自衛消防訓練等の実施について推進する。
- （5）国・都の検討、指針策定状況などに併せて、エレベーター設置施設管理者に安全確認の徹底を要請する。
- （6）倒壊のおそれなど危険な状態にある老朽建物等の管理の適正化を図るため、所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）や墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例（平成25年墨田区条例第35号）に基づく措置を講じる。
- （7）墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例（平成28年墨田区条例第69号）に基づき、防災用品の備蓄や防災訓練の実施等、災害時の対応を求めていく。

3 高層建築物防災計画

対象となる高層建築物とは、軒の高さ 31m を超える建築物をいい、総数は 688 棟ある（本所消防署管内 559 棟、向島消防署管内 129 棟）。前述の一般建造物防災計画に記載した防災関係法令の遵守及び行政指導の強化や、耐震診断・補強に対する指導の強化に準じるほか、高層建築物が抱える災害時の危険性を鑑み、事前の予防対策に重点を置いた指導を以下のように行う。

（1）指導方針

- ア 高層建築物に対する都市ガス使用設備器具の抑制、火気使用設備器具の安全化及び家具調度品等の不燃化、防災性能化等の促進
- イ 施設の防災性能の向上の推進
- ウ 避難計画の作成
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止対策等による被害軽減対策や、エレベーター閉じ込め防止対策の推進
- オ 自家発電機の整備及び燃料の確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、地域住民との共助の仕組みづくりの推進

（2）防災管理体制の強化

- ア 防災計画の樹立
- イ 自衛消防訓練の実施
- ウ 円滑な避難体制の確立

4 社会公共施設防災計画

防災上重要な区公共建築物の耐震化目標はほぼ達成しているが、今後も安全性を確保するために、以下の事業を実施する。

※ IX-07：社会公共施設現況（別冊 P367 参照）

- （1）新築する施設は、耐震、耐火構造とする。
- （2）現在、非耐火構造及び非不燃建築の施設については、逐次耐震、耐火構造又は不燃建築への改修を図る。
なお、文化財に指定されている木造等の施設については、耐震・耐火に代わる防災機能の整備を図る。
- （3）防火水槽を可能な限り設置する。
- （4）屋内消火栓設備その他消火設備等の設置を促進する。
- （5）自衛消防組織の活性化を図る。
- （6）区施設の停電対策を強化する。

第2項 エレベーター対策

[区]

震災時におけるエレベーターの閉じ込めによる被害を防ぐため、区施設については都に準じたエレベーター閉じ込め防止装置の設置を検討・推進し、民間施設については区報や区公式ホームページ等を通じて、既設エレベーターの耐震性や安全性の向上を啓発する。

また、都の「1ビル1台」ルール^(*)の普及啓発等に協力し、救出体制や早期復旧体制を構築する。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認し、エレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後、ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄階に着床させ、ドアを開放する装置

第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所]

1 窓ガラス等落下物の安全化

区は、建物所有者や管理者に対し窓ガラスや外壁タイルの落下防止・安全化について周知を図り、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。また、区立小中学校については、校舎等の耐震化と併せてガラスの落下・飛散防止対策を実施していく。さらに、一般世帯へガラス飛散防止フィルムのあっせん等を行い、窓ガラスの安全化を推進する。

また、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「同条例施行規則」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する要綱」により、一定規模以上の建築物に対して、外壁面のガラスの落下防止を図るよう指導する。

2 自動販売機の転倒防止

都は、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。

また、道路管理者は、道路上での違法占用を道路パトロール等で発見した場合には、占用者に対して速やかに撤去を行うよう指導する。

^(*) 地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、一般社団法人日本エレベーター協会は、そのルールの徹底を協会加盟のエレベーター保守管理会社に要請するとともに、都と連携して広く区民・事業者等に普及啓発する。

3 家具類の転倒・落下・移動防止対策

区内における家具類の転倒等防止対策実施率を向上させるため、家具類の転倒・落下・移動による危険性の認知度を高め、対策用器具の種類及び取付け方法並びに家具類の安全な配置位置について啓発を行う。また、中高層住宅や高層ビル等の高い階層における長周期地震動に対する安全対策（長周期地震動に対する備え・長周期地震動に対する安全行動）について啓発を行う。

機 関 名	内 容
区	1 区施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。 2 住民の安全及び避難路確保を図るため、高齢者や障害者がいる世帯、未就学児のいるひとり親世帯を対象に、希望により家具類の固定や屋内ガラスの飛散防止を行う家具転倒防止器具及びガラス飛散防止フィルム取付助成制度を推進する。 3 家具類の転倒・落下・移動防止対策と併せて、耐震診断や耐震改修等の震災対策全般にわたる相談窓口を設けるなど、住民の利便性の向上を図る。 4 中高層住宅特有の大きな揺れによる被害の発生が危惧されることから、パンフレットを町会・自治会等へ配布し、家具類の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。 5 「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」及び「同条例施行規則」により、一定規模以上の建築物に対して、家具の転倒防止対策を図るように指導する。
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布・家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、都民や事業所に対する防災指導を実施する。 2 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習を実施する。 3 関係機関、関係団体等と連携した周知を実施する。 4 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。

4 ブロック塀等の安全化

区は、災害時においても安全で快適な住環境の整備を目的として、道路沿いのブロック塀の生垣化を促進させるため、緑のへい等設置補助金交付制度を推進する。

また、区内のブロック塀等の安全化に向け、区報、区公式ホームページ及び区イベント等を通じ、安全管理や維持保全の重要性について周知啓発を図る。

5 屋外広告物の安全化

屋外広告物に対する安全管理義務について周知啓発を図る。

第4項 文化財施設の安全対策

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、墨田区文化財保護条例（昭和57年墨田区条例第21号）に基づき、貴重な文化財（国指定文化財26件、国登録文化財4件、東京都指定文化財14件、区指定文化財22件）を保護し、防災性を高めるために以下の施策を推進する。

※ IX-08：指定文化財所在地（別冊P368参照）

1 全般計画

- （1）文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させる。
- （2）指定建造物及び文化財保管施設の内外における火気使用、喫煙等の禁止措置及び消防上必要な行政指導を実施する。
- （3）文化財の災害予防のため、消防用設備等の設置を指導推進する。
- （4）自衛消防組織の結成を図り、定期的に訓練を実施させる。
- （5）災害予防に関して関係機関と密接な連絡を図るよう指導する。

2 実施計画

- （1）毎年1月26日を「文化財防火デー」として学校教育、社会教育を通じて文化財防災運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。
- （2）春、秋の火災予防運動を通じて火災予防を呼びかける。
- （3）消防署は、管内の文化財施設の所有者又は管理者に対して、以下の6項目の点検内容を実施するよう指導する。

ア 文化財周辺の整備・点検

- （ア）文化財の定期的な見回り・点検
- （イ）文化財周辺環境の整理・整頓

イ 防災体制の整備

- （ア）防災計画の作成
- （イ）巡視規則や要項の作成等

ウ 防災知識の啓発

- （ア）国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- （イ）ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ

エ 防災訓練の実施

オ 防災設備の整備と点検

外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

カ 緊急時の体制の整備

消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化

第1項 液状化対策の強化

〔区〕

区は、液状化被害の発生の危険性がある箇所について、以下のような適切な対策を講じていく。

1 液状化に係る情報提供

「東京の液状化予測図（令和3年度改訂版）」や「液状化による建物被害に備えるための手引（令和4年9月改訂版）」（都都市整備局）、「建物における液状化対策ポータルサイト」などの情報を区民に提供し、普及啓発に努める。

また、都が新たに創設した「アドバイザー制度（アドバイザーが現地を確認の上、建て主等に対し、適切な液状化対策のアドバイスを実施）」の活用を図る。

2 建築物の液状化対策

区は、区内で計画されている建築物の建築確認審査等の機会を捉え、設計者に対して、液状化等に関する情報提供をすることで、液状化対策に関する意識啓発を図る。

また、液状化のおそれがある地域における公共建築物の工事に当たっては、液状化対策として建物自体を強化する方法、地盤を改良する方法等を採用する。

第2項 長周期地震動対策の強化

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

高層階建物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

1 危険物等施設における被害の防止

東京消防庁は、長周期地震の影響を受けやすい屋外タンク貯蔵所の浮き屋根及び浮き蓋を適正に維持・管理するよう指導することにより安全性の確保を図る。

2 室内の安全確保

東京消防庁は長周期地震動の危険性や、家具等の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く都民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第4節 出火、延焼等の防止

第1項 出火等の防止

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 火気器具の規制

安全な火気使用設備、器具等の普及を図るとともに、各種調査研究の結果に基づき構造及び使用環境の安全化等の対策指針を確立し、出火の防止に努める。

- (1) 対震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底、火気設備・器具等周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種火気使用設備、器具等の地震時における安全化を図る。
- (2) 立入検査や防火防災診断を通じて火気取扱施設や一般住宅の各種火気使用設備器具、電気設備器具の使用頻度及び使用環境を調査し、調査結果を消防対策に反映させるなど、出火防止に向けた安全対策の普及促進を図る。
- (3) 火災事例の紹介等を通じ、区民の防火防災に関する意識の高揚及び防災品について各種広報媒体を通じた普及を進める。
- (4) 大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い大型量販店・スーパー、飲食店、病院等の防火対象物、多量の火気を使用する工場や作業場等に対して、立入検査を実施し、①火気使用設備、器具等の固定、②当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、③災害時の従業員の対応要領等を指導する。

2 危険物施設等の出火防止

区内における危険物を取り扱う施設は、本所消防署管内 93 件、向島消防署管内 175 件、計 268 件あり、減少傾向にある。

(令和6年7月1日現在)

種 別		箇所数	本所署管内	向島署管内
製 造 所		1	0	1
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	37	13	24
	屋外貯蔵所	0	0	0
	屋内タンク貯蔵所	25	10	15
	屋外タンク貯蔵所	0	0	0
	地下タンク貯蔵所	38	26	12
	移動タンク貯蔵所	91	0	91
取 扱 所	給油取扱所（営業用）	21	13	8
	給油取扱所（自家用）	7	2	5
	一般取扱所	30	19	11
	販売取扱所（1種）	12	7	5
	販売取扱所（2種）	6	3	3
合 計		268	93	175

地震による火災及び危険物の流出を防止するため、施設の設置又は変更時に法令を厳正に適用し、併せて随時立入検査を実施して、当該施設の管理及び貯蔵取扱いの適正化

を図る。また訓練の指導等により災害の予防を徹底する。

（１）危険物施設の安全対策について、以下の対策の推進を図る。

- ア 耐震性強化の指導
- イ 自主防災体制の整備
- ウ 活動要領の制定
- エ 防災資器材の整備促進
- オ 立入検査の強化などにより、出火防止や流出防止対策

（２）「危険物安全週間」等を通じて、危険物に起因する火災・事故等を防ぐため、危険物施設等の関係者に対して保安全管理意識の高揚を呼びかけるとともに、併せて区民に対し、危険物に関する知識の啓発を図るための効果的な普及活動を積極的に行う。

（３）各事業者及び危険物取扱者等に対する講習等を行い、危険物施設の自主保安全管理、危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟及び火災予防思想の普及を図り自主的災害予防体制を確立する。

（４）事業所では、必ず危険物取扱者の有資格者に取り扱わせるよう、有資格者の養成に努めるよう指導する。

（５）化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的を実施し、適切な保管方法を指導するとともに、事業所に対しても実態調査を行い、個別・具体的な安全対策の指導を推進する。

- ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ウ 混合混触発火物品の近接貯蔵の禁止
- エ 化学薬品等収納場所の整理整頓
- オ 初期消火資器材の整備

3 高圧ガス・有害物質施設等の安全化

（１）高圧ガス保管施設

高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

（２）毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

また、区は毒物・劇物取扱施設に対して、危険防止規定の作成、設備の保守点検等の励行、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

（３）放射線等使用施設

放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

（４）石綿含有建築物等

区は、都環境局等と協力して石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築を図る。

4 住民指導の強化

各家庭において、平素から火災の発生や延焼拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図るとともに、地震発生時の出火防止対策の徹底を期すため、出火防止に関する知識、地震に対する備えなどの防災教育を推進し、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図る。

（1）出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の普及と維持管理方法の周知
- イ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器・漏電遮断機・感震コンセントなど、出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテンなどの防災製品の普及
- キ 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
- ク 一般家庭にある身近な危険物で、接着剤、アロマオイル、防水スプレー、マニキュア、消毒用アルコール等の正しい取扱方法に関する指導の徹底
- ケ 防災訓練への参加

（2）出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 本所都民防災教育センター、起震車等を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- イ 地震時は「地震だ！まず身の安全」の徹底
- ウ 地震の揺れが収まったら、落ちついて火の元確認初期消火（①火を使っている時は、揺れが収まってから、慌てずに火の始末をする。②出火した時は、落ちついて消火する。）の徹底
- エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底
- オ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- カ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底
- キ 周囲で延焼火災が発生したら、早い段階で、火災の規模や風向を考慮して安全な避難先を決め、安全なルートを通して迅速に避難

5 住宅用火災警報器の普及啓発

区は、火災の早期発見及び逃げ遅れの防止を図るため、住宅用火災警報器の普及啓発を行う。

6 感震ブレーカー普及啓発

地震時の停電から復旧に伴う電気に起因する火災を防ぐため、ブレーカー遮断装置を、あっせんにて紹介している。

第2項 初期消火体制の強化

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 初期消火体制の推進

(1) 消火器の配備

震災時における初期消火体制の充実及び通常火災の防止対策、併せて区民の防災意識の高揚を図ることを目的として、主要道路の歩道等に、約2,400本の消火器を配備している。

また、被生活保護世帯のうち、希望する世帯に消火器を配布しているほか、町会・自治会でも、区配備消火器のほかに自主的に消火器を配備している。

そのような中、区では、初期消火体制の機能を維持するため、区配備消火器を定期的に点検するとともに、薬剤詰替や本体の交換を実施する。また、火災に使用した町会及び個人所有消火器の薬剤充てん等を行うとともに、各家庭及び事業所に消火器の設置を積極的に推進する。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図っていく。

ア 区消火器配備状況（令和7年1月現在）

（ア）区内随所設置 1,912本

（イ）主要道路歩道上設置 416本

イ 配備基準

主要道路沿いの地域 ……………道路上50メートル間隔に1本の割合

火災危険度3以上の地域 ……………60m×60mに1本の割合

火災危険度2以下の地域 ……………90m×90mに1本の割合

被生活保護世帯・区公共施設

(2) 消火用スタンドパイプの配備

区内には、スタンドパイプを接続して使用できる消火栓が2,700基（本所消防署管内1,550基、向島消防署管内1,150基）、排水栓が9基（本所消防署管内9基、向島消防署管内0基）（令和6年7月現在）配備されている（区画量水器及び私設消火栓を除く。）。また、各町会・自治会に周辺地域の消火栓分布地図をスタンドパイプとともに配布している。

2 自主防災体制の強化

(1) 現況

東京消防庁は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本理念に区民が自信をもって災害に対応できるよう、訓練指導用資器材の整備をはじめ、防災教育訓練を通じて区民に対する消火及び救出救護等に関する知識、技術の普及を推進している。また、地域の協力体制を進め、要配慮者^(*)を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図っている。

^(*) 災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者で、火災、震災その他災害への対応力が弱く、防災上の支援及び配慮を必要とする65歳以上の者又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条の障害者

（2）目標

地域住民に対して地域特性に応じた実践的な防災訓練を推進し、防災行動力の向上を図る。

すべての事業所に対し、防災計画の作成を推進し、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上及び自主防災体制の強化を図るとともに、事業所相互間の協力体制及び住民防災組織等との連携を強化する。

また、保有資器材の整備を図り、地域の協力体制づくりを推進する。

（3）事業計画

指導用資器材の整備を進め、地域ごとに推進する。

第3項 火災の拡大防止

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 延焼拡大要因の除去

（1）現況

ア 建物の構造状況、危険物施設の分布、空地、道路率等の実態を把握し、消防施策確立のため基礎資料の整備に努めている。

イ 不特定多数の人が出入りする施設並びに危険物製造所等については、関係法令に基づく立入検査を実施し、指導を行い、違反の是正を図っている。

（2）目標

地域別総合危険度、市街地状況調査等危険度の高い地域に対する被害の軽減を図るため、消防活動対策に反映する。

地域別総合危険度、市街地状況調査等の結果を消防活動対策に反映し、危険度の高い地域の被害の軽減を図る。

（3）事業計画

ア 地域特性に即した消防活動体制の整備を進める。

イ 不特定多数の人が出入りする施設及び危険物施設については、定期的に立入検査を行い、防火管理の徹底と延焼拡大要因の除去を図る。

ウ 消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業に対して消防活動を実施する立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

※ IX-09：地震に関する地域危険度測定調査結果（第9回）（別冊 P371 参照）

2 消防力の強化

東京消防庁は、震災時の同時多発火災に対処するための初動及び活動体制の確保を図るとともに、各地域の総合出火危険度及び延焼危険度の調査結果に基づき、災害様態の変化に対応できる適正な消防力の配備を図るため、以下のような施策を実施する。

（1）消防活動体制の確保

東京消防庁は、大地震時に予想される各種災害に対処するため、消防庁舎等の耐

震性の強化、待機宿舎の整備、情報通信機構の強化、消防機械及び消防水利の整備増強を計画的に行っている。また、震災時に常備消防力の最大限有効な活用を図るため、消防部隊の効果的運用、部隊運用資材及び車両の運行が困難な地域の消火用の可搬ポンプの整備を図っている。

現在の区内の消防体制としては、東京消防庁のもとに、消防署2箇所、消防出張所5箇所であり、本所消防署員211名、向島消防署員186名、計397名で組織され、指揮車2台、ポンプ車11台（本所6台、向島5台）、化学車1台、梯子車2台、空中作業車1台、救急車7台（本所3台、向島4台）、資機材輸送車1台、消防活動二輪車2台が配備されている。

※ II-06：消防署等の所在（別冊P184参照）

※ II-07：車両、機器配置状況一覧表（別冊P185参照）

（2）消防団の強化

消防団について、分団施設本部及び可搬ポンプ等の施設、資器材を計画的に整備し活動体制の強化を図る中、現在、本所消防団234名、可搬ポンプ16台、可搬ポンプ積載車7台、向島消防団263名、可搬ポンプ19台、可搬ポンプ積載車9台が配備されている。

※ II-08：消防団の現況（別冊P186参照）＜再掲＞

ア 消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団組織の強化を図る。区民に対する防災指導體制の充実を図るとともに消防団組織を強化する。また区民に対する防災指導體制の充実を目的として、応急手当普及員認定者の育成を図り、AED（自動体外式除細動器）指導等の推進を図っている。さらに、東京消防庁では、可搬ポンプ積載車（緊急車）の増強、各種資器材等を格納できる施設を整備し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢を充実するなど震災時の消防団活動体制の充実強化を図っている。

イ 震災及び大規模災害において、特殊技能を保有する団員が特殊技能班を編成し、消防署隊と連携した救助、救護活動等災害活動体制の強化を図っている。

（3）東京消防庁災害時支援ボランティア（本所消防ボランティア、向島消防ボランティア）の育成及び活動

大規模地震の際、同時多発する大災害に対応する必要があることから、消防署内での後方支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した本所・向島各消防ボランティアの受入れ体制を確立するとともに、指導育成を図る。

また、本所・向島各消防ボランティアは、東京消防庁管轄区域に震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、活動ができる準備をして自発的に事前に登録した消防署又は最寄りの消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する。

※ IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（別冊P362参照）

＜再掲＞

3 消防水利の整備

消防水利として指定している防火水槽等（消火栓を除く。）は次のとおりである。

（令和6年7月1日現在）

種 別	数	水量（m ³ ）	本所署 管内数	本所署 水量（m ³ ）	向島署 管内数	向島署 水量（m ³ ）
防火水槽	684	37,424	285	14,879	399	22,545
プール	43	12,309	20	6,014	23	6,295
池	4	350	3	150	1	200
受水槽	35	4,679	14	1,369	21	3,310
貯水池	2	230	0	0	2	230
合 計	768	54,992	322	22,412	446	32,580

東京消防庁では、震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に防火水槽の整備を推進するとともに、区及び関係機関と連携した水利整備方策の推進に努める。

また、災害時の消防水利を確保するために、以下のような整備を行う。

- （1）震災時の市街地大火に備えた巨大水利として耐震性を有する防火水槽の確保に努める。
- （2）区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- （3）経年防火水槽の再生や深井戸等の整備を推進し、震災時の消防水利を確保する。
- （4）木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- （5）防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- （6）木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。
- （7）民間の建設工事に合わせて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- （8）区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法（昭和43年法律100号）の開発行為に伴う協議や、区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。

第4項 危険物施設等の防災組織

〔区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

危険物施設等の保安対策及び危険物の輸送時における保安対策を重点に、一定規模以上の事業所に予防規程及び地震対策の作成を定期的な訓練を含め、指導するとともに、予防規程の作成を要しない事業所にあっても単独に防災計画を作成するよう指導する。

- 1 危険物施設事業所等における地震防災応急対策を推進する。
- 2 屋外タンク貯蔵所の安全対策を推進する。
- 3 避難場所、主要幹線道路等に近接する危険物施設等の安全対策を推進する。
- 4 危険物施設事業所等の教育、訓練等保安管理体制の強化推進を図る。
- 5 大規模な危険物施設事業所等における自主防災体制及び事業所間の相互応援体制の確立を図る。
- 6 危険物施設事業所等の教育、訓練等保安管理体制の強化推進を図る。

第5項 危険物等の輸送の安全化

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

危険物等の輸送の安全化を図るために、以下のような対策を実施する。

- 1 タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。
また、指導に当たっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。
- 2 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- 3 トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。
- 4 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
- 5 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

第6項 雨水利用の推進

〔区〕

区内における雨水利用施設は481箇所（区施設、都施設、23区清掃一部事務組合、民間施設、路地尊）であり、総貯留槽容量は約26,714 m³、集雨面積は約243,455 m²となっている（令和6年3月現在）。

今後も、都市の安全性の向上と快適な都市環境の創造に資するため、都市における渇水及び洪水の防止、防災対策（初期消火用水やトイレ洗浄水等の確保）の推進並びに地域水循環の再生を目標とし、雨水利用促進助成制度等により雨水利用を推進する。

● 応急対策

第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止

第1項 消火・救助・救急活動

〔区、各機関〕

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

（震災編第2章応急対策第1節「自助による応急対策の実施」～第4節「消防団による応急対策の実施」参照）

第2項 公共土木施設等

〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局〕

1 活動方針

- （1）各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- （2）責任者は、自衛防災組織を編成し、それぞれの分担に基づいて行動する。
- （3）緊急時には、関係機関に連絡して、臨機応変に対応する。

2 応急対策計画

（1）河川管理施設

区は、水防法第9条及び墨田区職員災害対策マニュアルに基づき、区内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、警戒を要する箇所については、直ちに都建設局第五建設事務所及び江東治水事務所に報告するとともに、必要な措置を講じる。

区から報告を受けた場合には、都建設局第五建設事務所及び江東治水事務所は、応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行う。

（2）道路・橋梁

ア 活動方針

被害を受けた道路・橋梁は、速やかに応急対応を行う。特に救助活動のために必要な道路及び主要幹線道路は、重点的に応急対応を行い、交通路の確保に努めるものとする。

イ 活動内容

機関名	内 容
区	1 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに障害物除去、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等の防災関係機関と連絡の上、通行止又は交通規制の標示等必要な措置を講じるものとする。 2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。

機関名	内 容						
都	- 都道や緊急道路障害物除去路線に指定された区市町村道については、協力業者等の緊急巡回と連携して調査・点検を行う。 - 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が実施する。 - 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。 - 必要な資器材を確保するため使用できる建設機械等の把握を行う。						
首都高速道路東京東局	- 情報連絡窓口 災害時の情報連絡窓口は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>首都高速道路株式会社窓口</td><td>電話番号</td></tr> <tr> <td>東京東局保全管理課</td><td>03-5640-4854</td></tr> <tr> <td>東京東局交通管制室</td><td>03-5640-4800</td></tr> </table> - 災害時における体制 地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制を取り、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な措置を講じる。 - 災害応急対策 地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。 - 大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防署その他の緊急車両の通行に利用されるため、首都高速道路東京東局は、警察署が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様に広報する。 - 区民の被災の状況を緊急に把握し、消防署等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護、その他安全確保に努める。 - 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 - 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。 - 災害時の広報 区民が非常事態に即応して適切な措置が取れるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活動して、正確かつ迅速に利用者に提供する。 - 緊急道路確保 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 - 復旧対策（復旧計画） - 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。 - 災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。	首都高速道路株式会社窓口	電話番号	東京東局保全管理課	03-5640-4854	東京東局交通管制室	03-5640-4800
首都高速道路株式会社窓口	電話番号						
東京東局保全管理課	03-5640-4854						
東京東局交通管制室	03-5640-4800						

第3項 社会公共施設等

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会]

1 応急危険度判定

(1) 対策内容

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

ア 区の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力を要請する。

(2) 取組内容

ア 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

イ 応急危険度判定の実施が困難な場合、都災害対策本部へ実施を要請する。

2 社会公共施設等の応急対策

(1) 各医療機関

管理者は、あらかじめ策定した院内マニュアルに基づき、患者及び職員等の安全を確保するとともに、定められた通信手段を活用し、院内の状況を報告する。

(2) 社会福祉施設等

ア 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

イ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ 施設独自での応急対策が困難である場合は、区等の関係機関に連絡し援助を要請する。

エ 地震の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(3) 学校施設

ア 応急対策

(ア) 学校長は、震災時の避難等について特に綿密な学校防災計画を確立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童、生徒等の安全確保に万全を期する。

(イ) 自衛防災組織を編成して、役割分担に基づいて行動する。

(ウ) 緊急時には、関係機関に連絡して、臨機応変に対応する。

(エ) 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置を取る。

(オ) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

イ 応急復旧対策

（ア）区立学校の施設が地震等により教育活動ができない状態にあると判断した場合には、区教育委員会は、緊急に学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、授業再開計画などを作成する。

（イ）児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解決するためにも教育活動の中断がないように努める。

（ウ）被害を受けた施設のうち緊急に応急復旧を必要とするものについては、計画を立て速やかに実施する。

（4）文化財施設

ア 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに本所・向島消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。

イ 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し、その結果を区教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

（5）区立施設等

ア 施設管理者は、あらかじめ定められた避難場所に利用者等を誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

イ 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

※ IX-07：社会公共施設現況（別冊 P367 参照）＜再掲＞

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、
本所・向島警察署、都下水道局東部第一下水道事務所]

1 石油等危険物施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民等に対する人命安全措置及び関係機関との連携活動
都下水道局 東部第一下水道 事務所	1 有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 2 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を講じる。

2 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。 2 関係機関及び施設管理者と連携し、緊急措置を促す。

機関名	対応措置
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を講じる。

3 高圧ガス保管施設の応急措置

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区市町村へのその内容の通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については震災編第6章応急対策第3節の「東京消防庁による消火・救助・救急活動」により対処する。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を講じる。

4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
区	毒物・劇物取扱施設に対して応急措置を取るよう指示し、住民に対して避難又は当該施設に近づかないよう注意を促す。 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区市町村へのその内容の通報 3 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 4 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については震災編第6章応急対策第3節「東京消防庁による消火・救助・救急活動」により対処する。
事業所等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を講じる。

5 放射線等使用施設の応急措置

放射線等使用施設の応急措置については、震災編第12章「放射性物質対策」に基づき実施する。

6 石綿含有建築物等の応急措置

区は、都環境局が発行する「災害時におけるアスベストの飛散防止マニュアル」に基づき、建築物等からのアスベストの飛散・ばく露防止の応急措置を支援・実施する。

7 危険動物の逸走時対策計画

危険動物の逸走があった場合、区は都と連携を取りながら、必要に応じて次の措置を行う。

- (1) 住民に対する避難の指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難住民の保護
- (4) 被害情報の収集・提供
- (5) 関係機関との連絡

第2項 危険物輸送車両等の応急対策

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 危険物輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難の指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 災害情報の収集・提供 6 関係機関との連絡
東京消防庁 第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 関係機関との密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、震災編第6章応急対策第3節の「東京消防庁による消火・救助・救急活動」により対処する。
事業者等	事故等により、危険が想定される場合は、関係機関への通報等、応急措置を講じる。

2 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質輸送車両の応急対策については、震災編第12章「放射性物質対策」に基づき実施する。

● 復旧対策

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第1項 公共土木施設等の復旧

[区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所、首都高速道路東京東局]

1 河川施設

河川管理者が、管理する施設が災害により被害を受けた場合に、状況を速やかに調査し復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防、護岸の決壊のおそれがあるもの
- (2) 河川の堤防の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの
- (3) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、各施設管理者と連携し、速やかに施設の復旧に努める（震災編第5章「津波等対策」参照）。

2 内水排除施設

地震等により排水機場に被害が生じたときは、施設の復旧を可能な限り早急に実施し、浸水区域が拡大するおそれがあるときは、ポンプ車等による排水作業を実施して被害の拡大を防止するものとする。また、高潮により水害を受けるおそれがあるときは、敏速に水門等を閉鎖し、海水、河川の逆流を防ぐものとする。

3 道路・橋梁

道路・橋梁管理者は、道路（橋を含む。）が災害により被害を受けた場合は、状況を速やかに調査し、公益占用物件及び沿道等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没または欠壊、橋梁の破壊又は破損によって、交通不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没または欠壊、橋梁の破壊又は破損でこれを放置することにより、二次被害を生じるおそれがあるもの

第2項 社会公共施設等の復旧

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

1 学校施設

区立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

2 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、文化財所有者、都教育委員会、区教育委員会等において修復等について協議を行う。

3 区立施設等

区立施設等について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

当面の応急措置が終了し、日常生活を再開させる場合には、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第2節 危険物等の応急措置による危険防止

応急対策第2節「危険物等の応急措置による危険防止」に準ずる。

